

## 特集

森林所有者の皆さまへ

# 森林経営管理制度がスタート

所有する森林の適切な管理が義務化されます

## 森林経営管理制度の制定

昨年、森林資源の適切な管理と林業の成長産業化を推進するため、「森林経営管理法」が制定され、今年度から市町村が主体となって森林管理を行う森林経営管理制度（新たな森林管理システム）が始まりました。

この制度では、「多様で健全な森林」を目指して、林業経営に適した森林の集約化を進め、木材生産の場として利用できるようにする一方、林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針葉樹と広葉樹の混交林などへ誘導します。経営管理が行われていない人工林については、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者を繋げることで、適正な森林管理を進めます。

## 本市の森林の現状

本市は、総面積の約8割が森林であり、そのうち、人の手により植栽された民有人工林は約1万3千ヘクタールあります。

人工林は、人が手を加え続けなければ根が成長せず、生育不良な樹木が増えるほか、下草が育たなければ、森林が本来持つ生物多様性の保全や土砂災害の防止などの多面的機能が低下してしまうため、適正な管理を続けなければなりません。しかし、戦後の拡大造林により植栽された人工林は50年生ほどとなり、木材として利用する時期を迎えています。適正に管理されていない人工林も多く、全国的な問題となっています。

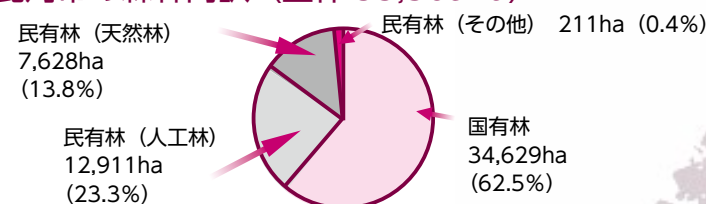
されていない人工林の面積と、その所有者数を調査する準備を進めています。

## 森林経営管理制度の概要

この制度では、森林所有者が適切な時期に伐採や造林、保育を行う責務が明確化され、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合には、市町村が森林の経営管理を受託し、意欲と能力のある林業経営者への再委託を進めていきます。

なお、再委託できない場合や再委託に至るまでの期間は、その森林を市町村が管理します。

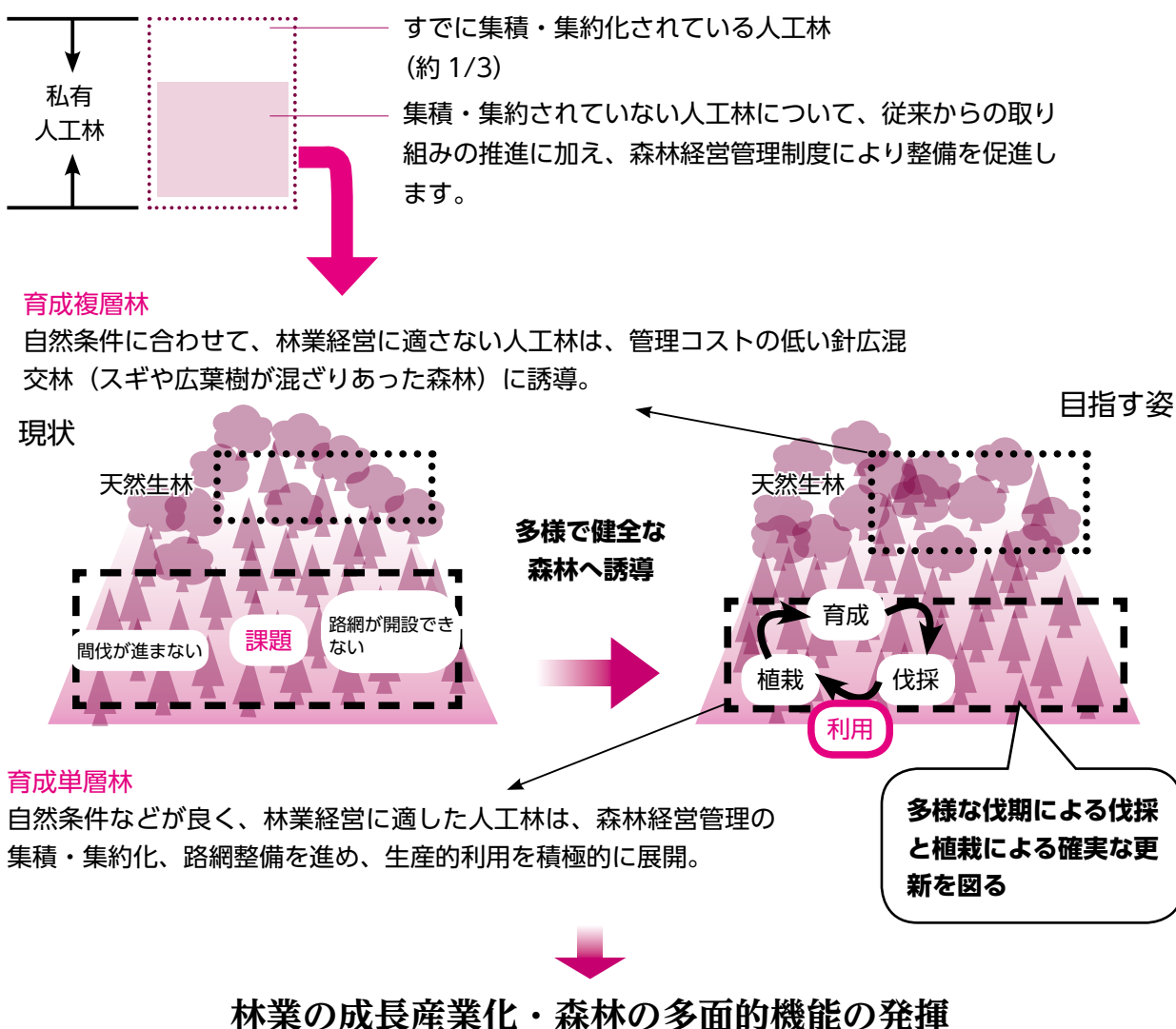
## 鹿角市の森林内訳（全体 55,389ha）



## 新たな森林管理システム



## 森林の経営管理の現状と将来像



## 林業の成長産業化・森林の多面的機能の発揮

## 今後の進め方

- ①長期間、間伐などの施策が行われず、今後の管理計画もない森林所有者へ経営管理に対する意向調査を行います。
- ②意向調査の結果を踏まえ、森林所有者自らが、経営管理をできない場合には、森林所有者と林業経営者のマッチングを行い、計画的に林業経営の集積・集約化を進めます。

## 制度の導入により期待される効果

経営管理が可能にもかかわらず放置されていた人工林が活用され、林業の成長産業化につながります。

また、土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止など、森林の持つ多面的機能の発揮にも繋がります。

森林所有者にとっては、市が介入することにより、長期的に安心して所有森林の経営管理を任せることができます。

## ご協力をお願いします 意向調査の実施

今後の適正な森林管理につなげていくため、森林所有者に意向調査を実施します。

今年度は八幡平の一部地域から調査を行い、来年度以降も順次実施していきます。お手元にご届いた場合は、調査へのご協力をお願いします。

- ◆対象地区 玉内葛岡地区、大里地区、小豆沢地区
  - ◆調査期間 5月下旬～6月
  - ◆提出方法 付属の封筒による投かん、または農林課農地林務班まで調査票を提出してください。
- ※質問や要望などについては、農林課までお問い合わせください。

農林課 農地林務班

☎ 30・0246